

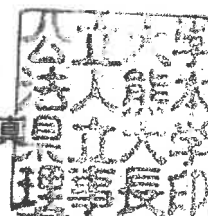
熊県大第655号

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

公立大学法人熊本県立大学

理事長 五百旗頭 真



役員の報酬の基準変更に係る届出について

このことについて、別紙のとおり基準を変更したので、地方独立行政法人法第56条第1項の規定により準用する同法第48条第2項の規定により届け出ます。



公立大学法人熊本県立大学の役員に関する規則 新旧対照表

改定(案)	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とする。</p> <p>附 則(平成29年12月21日熊本県大規則第7号)</p> <p>(施行日)</p> <p>1 この規則は、平成29年12月21日から施行する。ただし、改正後の第7条の規程は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>2 平成29年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の172.5」とあるのは「100分の180」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内私とみなす。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>(新設)</p>

公立大学法人熊本県立大学役員退職手当規則 新旧対照表

改定(案)	現行
<p>(退職手当の支給額)</p> <p>第5条 退職手当の額は、常勤役員として引き続き在職期間1月につき、退職等した日におけるその者の基本給月額に、理事長においては100分の1</p> <p>2. 5の割合を、副理事長及び理事においては100分の10の割合をそれぞれ乗じて得た額に、100分の83.7を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 異なる役職の常勤役員に引き続き在職した常勤役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職等した日における当該異なる役職ごとの基本給月額に前項に定める割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額に、100分の83.7を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則(平成29年12月21日熊本県大規則第8号)</p> <p>この規則は、平成30年1月1日から施行する。</p>	<p>(退職手当の支給額)</p> <p>第5条 退職手当の額は、常勤役員として引き続き在職期間1月につき、退職等した日におけるその者の基本給月額に、理事長においては100分の1</p> <p>2. 5の割合を、副理事長及び理事においては100分の10の割合をそれぞれ乗じて得た額に、100分の87を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 異なる役職の常勤役員に引き続き在職した常勤役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職等した日における当該異なる役職ごとの基本給月額に前項に定める割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額に、100分の87を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>

公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則

平成18年4月1日

熊本大規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、理事長、副理事長及び常勤の理事(以下「常勤役員」という。)については、基本給、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の理事及び監事(以下「非常勤役員」という。)については非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 常勤役員の給与(期末手当を除く。)は、毎月21日に支給する。

2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。

3 前2項に規定する日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(基本給)

第4条 常勤役員の基本給月額を、次表に定める号給とする。

号給	基本給月額
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000

2 前項の号給は、常勤役員に就任する者の経歴等を勘案し、経営会議及び理事会の議を経て、理事長が決定するものとする。

3 理事長は、前項の規定にかかわらず、その者の業務実績に応じ、同項の規定による基本給月額
100分の20の範囲内で、経営会議及び理事会の議を経て、これを増額し、又は減額することが
できる。

(非常勤役員手当)

第5条 非常勤役員手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)理事 日額 30,000円

(2)監事 日額 30,000円

2 非常勤役員手当は、非常勤役員が執務を行った日に支給するものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員の通勤手当は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則(以下「職員給与規則」と
いう。)の例による。

(期末手当)

第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中
「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の1
72.5」とする。

(月の中途で就任又は退職した場合の給与)

第8条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員に就任当月分の給与(通勤手当及び期
末手当を除く。以下この条及び次条において同じ。)を支給する場合は、給与の日額に月の初日か
らその者が常勤役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日の数を乗
じて得た額を給与月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日
額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日
を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月
分の給与月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第9条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の土曜日、日曜日及び休日以外の日で除
して得た額とする。

(給与の支払方法)

第10条 常勤役員の給与は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき
常勤役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき給与の金額か
ら、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振り込
みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上
1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、役員の給与の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「100分の140」とあるのは「100分の145」とする。
- 3 平成22年12月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とあるのは「100分の137.5」とあるのは「100分の150」とする。

附 則(平成21年3月31日熊県大規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月25日熊県大規則第1号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年11月27日熊県大規則第3号)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日熊県大規則第6号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日熊県大規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日熊県大規則第6号)

(施行日)

- 1 この規則は平成26年12月18日から施行する。ただし、改正後の第7条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(期末手当に関する経過措置)

- 2 平成26年12月に支給する期末手当については、第7条の規定を適用し、同条ただし書き中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成28年3月17日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項の規定は、平成28年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人熊本県立大学役員給与規則(以下「改正後の役員給与規則」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 4 切替日の前日から引き続き任期を有する役員の受ける基本給月額が、同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日(切替日から平成30年3月31日までの間に任期の末日を迎える役員にあつては、当該任期の末日)までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則(平成29年12月21日熊県大規則第7号)

(施行日)

- 1 この規則は、平成29年12月21日から施行する。ただし、改正後の第7条の規程は、平成30年4月1日から適用する。

(期末手当に関する経過措置)

- 2 平成29年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の172.5」とあるのは「100分の180」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

公立大学法人熊本県立大学役員退職手当規則

平成 19 年 2 月 28 日

熊県大規則第 56 号

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学の理事長、副理事長及び常勤の理事(以下「常勤役員」という。)が退職し、解任され又は死亡した(以下「退職等した」という。)場合の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支払)

第2条 退職手当は、常勤役員が退職等した場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 17 条第 2 項(同項第 1 号を除く。)及び第 3 項の規定に該当し解任された場合には退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に定める遺族の範囲及び順位等については、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則(以下「職員退職手当規則」という。)第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。

(退職手当の支払)

第4条 退職手当の支払いの方法については、職員退職手当規則第 3 条の規定を準用する。

(退職手当の支給額)

第5条 退職手当の額は、常勤役員として引き続き在職期間 1 月につき、退職等した日におけるその者の基本給月額に、理事長においては 100 分の 12.5 の割合を、副理事長及び理事においては 100 分の 10 の割合をそれぞれ乗じて得た額に、100 分の 83.7 を乗じて得た金額とする。

2 異なる役職の常勤役員に引き続いて在職した常勤役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1 月につき、退職等した日における当該異なる役職ごとの基本給月額に前項に定める割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額に、100 分の 83.7 を乗じて得た金額とする。

3 前 2 項の規定による退職手当の額は、熊本県公立大学法人評価委員会が行う業績評価、業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、常勤役員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、常勤役員となった日の属する月から退職し、又は解任された日の属する月までの月数による。

3 役職別期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複している場合は、端数の少ない在職期間から 1 月を減じるものとし、端数が同じ場合は後の在職期間から 1 月減じるものとする。

4 常勤役員が退職した場合において、その者が退職した日またはその翌日に再び常勤役員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。

(職員から引き続き役員となったときの特例)

第7条 常勤役員となった前日に法人に在職していた職員が、引き続いて常勤役員となった場合における第6条第1項に定める常勤役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての在職期間を含むものとする。

2 前項の常勤役員が退職し、かつ、引き続いて法人の職員となった場合は、この規程による退職手当は、支給しない。

(国家公務員等から引き続いて役員となったときの特例)

第8条 国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)及び他の大学法人(以下「国等」という。)の職員が、法人の要請に応じて、引き続いて法人の常勤役員となるために退職し、かつ、引き続いて常勤役員となった場合における第6条第1項に定める常勤役員として引き続いた在職期間には、その者の国等の職員として引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、当該常勤役員が当該国等の退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規定により退職手当の支給を受けている場合を除く。

2 前項の常勤役員が退職し、かつ、引き続いて再び国等の職員となった場合、この規則による退職手当は、支給しない。

(退職手当の支給の一次差止め)

第9条 退職手当の支給の一次差止めの取扱いについては、職員退職手当規則第23条の規定を準用する。

(退職手当の返納)

第10条 退職手当の返納の取扱いについては、職員退職手当規則第24条の規定を準用する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、常勤役員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成19年2月28日熊県大規則第56号)

1 この規則は、平成19年2月28日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者(以下「引継職員」という。)の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号。以下「条例」という。)第7条の規定により計算して得られた在職期間を法人の職員としての在職期間とみなす。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日熊県大規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成25年3月20日から施行する。
- 2 第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月20日から同年9月30日までの間においては「100分の98」、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則(平成 29 年 12 月 21 日熊県大規則第8号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

